

Ⅶ 防災に関する事項

1 防災規定

第1条（目的）

この規定は、本校における防災管理の徹底を期し、火災その他の災害を予防するとともに、火災その他の災害による人的物的被害を最小限度にとどめることを目的とする。

第2条（防災管理者及び防災対策委員会）

前条の目的を達成するために、防災管理者及び防災対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。防災管理者は消防法第八条①により有資格者とする。ただし該当者がいない場合は教頭とし、委員会は、防災管理についての校長の諮問機関とする。

第3条（委員会の構成）

委員会は、防災管理に必要な各部門の責任者若干名をもって構成する。委員長には教頭があたり、委員は委員長が委嘱する。

第4条（委員会の任務）

委員会の任務は次のとおりとする。

- (1)防災計画の立案実施についての審議
- (2)防災に関する諸規定の制定
- (3)防災用設備等の改善強化
- (4)防災に関する調査，研究，企画
- (5)防災思想の普及及び高揚
- (6)その他防災に関する事項

第5条（委員会の会議）

委員会の会議は、定例会及び緊急会とする。

- (1)定例会 年3回招集する。
- (2)緊急会 防災上緊急事態が生じたとき、そのつと委員長がこれを招集する。

第6条（防災管理組織）

- (1)火災その他の災害の予防について、常時その徹底を期するため、防災管理組織を編成し、防災管理者のもとに火気取締責任者及びその他の責任者若干名を置く。
- (2)火気取締責任者及びその他の責任者は、防災管理上の指示を受け、命ぜられた任務を遂行する。
- (3)防災管理組織及び任務分担は、年度ごとに、別に定める。

第7条（自衛防災組織）

- (1)火災その他の災害に際し、被害を最小限度にとどめるため、自衛防災隊を編成する。
- (2)自衛防災隊の編成表及び任務分担は、年度ごとに別に定める。

第8条（点検）

防災用設備等、避難施設、その他火気使用施設を適正に管理し機能を保持するため、防災管理組織の各責任者は、毎月1回以上点検を行い、その結果を別に定める点検簿に記入するとともに、防災管理者に報告する。

第9条（改善措置並びに記録）

- (1)改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防災管理者に報告する。
- (2)点検の結果は、そのつと、別に定める検査票及び維持台帳などに、保持しなければならない。

第10条（臨時火気使用）

臨時に、学校建築物内外において火気（たき火、ストーブ、電熱器）を使用する場合は、火気取締責任者を経て、防災管理者の許可を得なければならない。

第11条（施設の変更）

学校内において、電気施設、火気使用施設を新築、移転、改修する場合には、防災管理者に連絡しなければならない。